

平成 30 年度の事業報告書

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 森林をつくろう

1 事業の成果

①植林育林などの山林育成事業

植林：

子供向け環境教育事業：本年度は、一般公募により親子で参加してもらい植樹の環境教育事業を実施した。未就学児から小学生までの子供を持つ保護者にも一緒に参加してもらい、親子で記念植樹をしたり、森林の中で遊びまわったりして、森林保全について考えてもらう機会にした。

植林事業：子供向け環境教育事業と連動して事業を実施した。（参加者を公募して植林作業体験を実施）

育林：

法人主催植林事業地下草刈り：これまでに、法人イベントなどで植林した場所の下草刈り等を行っている。植林活動だけでは森林保全と言えないため、今後も継続して実施したい。

一般向け育林体験

間伐枝打ち体験事業：子供向け環境教育事業と連動して本年度も事業を実施した。（参加者を公募して間伐枝打ち作業体験を実施）

協働事業：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター九州整備局と協働で、事業実施地の提供を受け、主に小中学校の児童・生徒やその父兄を対象に枝打ちと間伐の体験事業を行った。本事業は今後も継続予定である。

②この法人への支援要請及び広報事業

本年度は、各種団体や講演会での講演、委員会活動を通じて法人の活動を紹介した。また、29年度より、えびす FM の「のうぎょうチャンネル」という番組内で、月に一度「フォレストーク」というコーナーを設けてもらい、森林や林業をはじめとする、私たちが多くの人に知ってもらいたいと考えている内容をピックアップして情報発信している。

③果樹収穫や木工教室等の様々な自然体験事業

果樹収穫体験：子供向け環境教育事業の植林事業参加者や、一般公募の植林・間伐や枝打ち体験事業参加者を対象に、みかん狩りの体験を行った。これは例年同様、山林所有者から場所の提供を受け、法人で管理する場所で行っている。参加者にも大好評で今後も継続したい。

木工教室：子供向け環境教育事業の一環で木工教室を実施した。製材所や工務店協力のもと、端材で様々な木製品作成に挑戦してもらった。この事業も、参加者には大好評なので今後は、取り組み内容を充実させながら継続していきたい。

④国産材 PR 事業

「新・木造の家」設計コンペ事業：国産材 PR 事業で注力している「新・木造の家」設計コンペ事業の第 14 回目を実施。2018 度は最終審査（プレゼンテーション形式による二次審査）を岡山県倉敷市で実施した。2019 年度は佐賀県佐賀市での開催が決定しており、全国の木材利用、林業活性に取り組む地域と交流しながら、次世代の産業を担う若者の育成にもつなげていきたい。

住宅相談&協議会：モデルハウス内の建具などをリニューアルした。2019 年度は、設計者や工務店等との協働事業や木製品と組み合わせた住宅の提案などを行ったり、定期的な勉強会を開催したりしながら、事業の充実を図りたい。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の 支出金額 (単位： 千円)
① 植林・育林等の 山林育成事業	地拵え 植林下草刈り 間伐・枝打ち体験	(A) 2018. 4. 1-2019. 3. 31 (B) 佐賀県内及び県外 (C) 30 人	(D) 一般市民 (E) 500 人	250
② この法人の活動 への支援要請及 び広報事業	企業等への支援要請 賛助会員等の 協力の広報	(A) 2018. 4. 1-2019. 3. 31 (B) 佐賀県内及び県外 (C) 3 人	(D) 一般市民 (E) 200 人	23
③ 果樹収穫や木工 教室等の様々な 自然体験事業	木工教室 果樹収穫体験 椎茸の菌入れ体験	(A) 2018. 4. 1-2019. 3. 31 (B) 佐賀県内及び県外 (C) 30 人	(D) 一般市民 (E) 500 人	187
④ 国産木材 PR 事業	設計コンペ 住宅相談 森林(林業)体験等	(A) 2018. 4. 1-2019. 3. 31 (B) 佐賀県内及び県外 (C) 80 人	(D) 一般市民 (E) 300 人	2, 033
⑤ その他この法人 の目的達成のた めに必要と思わ れる事業	目的達成のために 必要な事業	(A) 実施せず (B) (C)	(D) (E)	

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した 事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	事業費の 支出金額 (単位：千円)
① 物品販売事業	苗木や木材製品販売 及び自動販売機設置 等による飲料販売	(A) (B) (C)	0

※定款第5条に「その他の事業」を定めていない場合は、表を削除

(備考)

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。
- 「事業費の支出金額」欄は、活動計算書の「管理費」は含まない。